

防衛医科大学校達第2号

防衛医科大学校規則（昭和49年防衛庁訓令第28号）第15条の規定に基づき、医学科の授業、試験及び表簿等に関する達を次のように定める。

昭和50年3月11日

防衛医科大学校長 松 林 久 吉

医学科及び看護学科の授業、試験及び表簿等に関する達

改正 昭和61年 2月14日達第 1号
昭和62年 6月20日達第 7号
平成26年 4月 1日達第 6号
平成27年 3月30日達第 5号
平成28年 4月 1日達第11号

（目的）

第1条 この達は、防衛医科大学校医学教育部医学科及び看護学科の授業、試験及び表簿等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（授業）

第2条 授業時間割は、学期の始めに定める。ただし、防衛医科大学校長（以下「学
校長」という。）は臨時に変更することができる。

2 授業を欠いたため学業に影響があると認められるときは、所定の授業時間表以外
の授業を行うことができる。

（学期）

第3条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から10月15日まで

後学期 10月16日から3月31日まで

（授業時限）

第4条 授業時限は、45分を単位とし、次表のとおりとする。

第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限	第6時限	第7時限	第8時限	第9時限
0830	0915	1015	1100	1300	1345	1440	1525	1615
～	～	～	～	～	～	～	～	～
0915	1000	1100	1145	1345	1430	1525	1610	1700

（試験）

第5条 試験の種類は、次のとおりとする。

- （1）定期試験（第6学年にあつては、卒業試験）
- （2）臨時試験
- （3）追試験

(4) 再試験

- 2 定期試験は、日時を定めて各学期末に行う。ただし、卒業試験にあつては、別に定めるところにより日時を定めて行う。
- 3 臨時試験は、必要に応じ、それぞれの担当教官が行う。
- 4 追試験は、傷病その他やむを得ない事由により定期試験を受けることができなかつた学生に対し、定期試験以後およそ1月以内に日時を定めて行う。
- 5 再試験は、別に定めるところにより必要に応じ日時を定めて行う。

(欠課、休学、退学)

第6条 学生が次の各号に掲げる事由により欠課した場合は、欠課時数に算入しない。ただし、第4号に掲げる事由により欠課した場合は、この限りではない。

- (1) 防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第2号）第6条第1項及び第2項に規定する特別休暇
- (2) 自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号）第9条第1項及び第2項に規定する特別休暇
- (3) 学生を代表しての祝典、会葬等への参列
- (4) 前3号に掲げるもののほか、年次休暇その他学校長がやむを得ないと認める事由

- 2 前項各号に掲げる事由のほか、正当な理由なく授業に出席しなかつた学生は、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第18条第1項に規定する正当な理由がなくて就学しなかつた学生とみなす。

(表簿)

第7条 防衛医科大学校に備えなければならない表簿は、防衛医科大学校規則（昭和49年防衛庁訓令第28号）に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 診療表に関する表簿
- (2) 教科用図書配当表及び図書、機械、器具、標本、模型等の教具の目録2表簿の保存期間、様式等については、別に定める。

附 則

この達は、昭和50年3月11日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この達は、昭和61年2月14日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この達は、昭和62年6月20日から施行する。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この達は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行前にした試験及びその評価は、この達第1条の規定による改正後の医学科及び看護学科の授業、試験及び表簿等に関する達の規定によりした試験及びその評価とみなす。
- 3 別表第2について、平成27年度以前に採用した学生（修業期間の延長により、第2学年に進級できなかった者を除く。）については、従前の例による。